

広島県告示第五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十年一月二十八日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業を		サービスの種類	指定年月日
			行	業所		
株式会社VIE W	広島市中区舟入中町二―三八。パレ舟入一階	株式会社VIE W	介護予防センター赤とんぼ	広島市中区舟入中町二―三八。パレ舟入一階	通所介護	平成二〇年一月一日
有限会社たんぼぼ	広島市南区宇品西一丁目二―三〇	わたぼうし通所介護事業所	品西一丁目二―三〇	広島市南区宇品西一丁目二―三〇	通所介護	平成二〇年一月一日
株式会社カジカワ	広島市安佐南区相田三丁目五〇番一九号	はなまる訪問介護サービス	広島市安佐南区相田三丁目五〇番一九号	広島市安佐南区相田三丁目五〇番一九号	訪問介護	平成二〇年一月一日
日本基準寝具株式会社	広島市安佐南区大町東二丁目一五番一号	エコール訪問看護ステーション	広島市安佐南区大町東一―八―二五―三〇二	広島市安佐南区大町東一―八―二五―三〇二	訪問看護	平成二〇年一月一日
社会福祉法人三篠会	広島市安佐北区白木町井原四四八七番地	老人保健施設白木の郷	広島市安佐北区白木町小越二二二〇	広島市安佐北区白木町小越二二二〇	訪問リハビリテーション	平成二〇年一月一日
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	広島市安佐北区口田三丁目三一番一―一号	介護予防センターいでした	広島市安佐北区口田三丁目三二二番八号	広島市安佐北区口田三丁目三二二番八号	通所介護	平成二〇年一月一日